

懲戒処分書

事務所 福岡県北九州市若松区白山一丁目3番9号

職・氏名 土地家屋調査士 重田高治

生年月日 昭和□年□月□日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

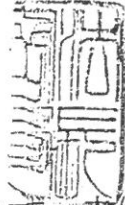
主 文

土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、平成28年8月25日から業務停止3か月に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 土地家屋調査士重田高治（以下「被処分者」という。）は、昭和□年□月□日、土地家屋調査士となる資格を取得し、昭和□年□月□日福岡第□号をもって福岡県土地家屋調査士会の登録を受け、上記肩書地において土地家屋調査士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり土地家屋調査士法（以下「法」という。）、土地家屋調査士法施行規則（以下「規則」という。）及び福岡県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）に違反する行為を行ったものである。
- 2 被処分者は、平成□年□月□日過ぎ頃、□の土地（以下「本件土地」という。）の所有者である□から、本件土地を管理している□を通じて、□が経営する会社において、本件土地の地積更正及び分筆登記の申請（以下、併せて「本件登記申請」という。）を受任した。
- 3 被処分者は、平成□年□月□日から同月□日にかけて、本件土地に隣接する□の土地（以下「隣接地」という。）を所有する□（以下「□」という。）の承諾なく、本件土地と隣接地の筆界（以下「本件筆界」という。）に、金属標を設置した。
- 4 被処分者は、平成□年□月□日頃、本件筆界につき、□が



承諾していなかったにもかかわらず、本件登記申請の添付情報である境界確認書につき、補助者登録をしていない[]に[]の署名をさせるとともに、被処分者の事務所で保管する「[]」の印を用いて、被処分者自らが押印し、これを偽造した。

- 5 被処分者は、前記4にもかかわらず、[]が立ち会った上で境界確認をした旨の虚偽の記載をした土地実地調査書を作成した。
- 6 被処分者は、平成[]年[]月[]日、前記4の偽造した境界確認書及び前記5の虚偽の記載をした土地実地調査書を添付の上、[]
[]に本件登記申請を行い、登記を完了させた。

第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び福岡県土地家屋調査士会の調査から明らかである。

土地家屋調査士は、その使命及び職責を自覚し、土地家屋調査士法はもとより、法令は全てこれを遵守しなければならないところ、被処分者の行為は、国民の権利の保護に寄与すべき責務を有する土地家屋調査士としての自覚を欠き、土地家屋調査士に対する国民の信頼を大きく失墜させ、土地家屋調査士の品位を害するものであって、法第2条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、規則第23条（補助者）、会則第87条（品位の保持等）、同第88条（会則の遵守義務）、同第101条（補助者に関する届出）の各規定に違反するものである。

しかしながら、被処分者が本件筆界に関して行った各行為は、結果として全て治癒されており、実質的な損害は発生していない。また、被処分者は、これまで開業以来47年余りにわたり懲戒処分を受けたことがなく、今回の事案の発生を真摯に受け止め、当局の聴取に対しても誠実に供述するなど、しん酌すべき事情も見受けられる。

よって、これら一切の事情を総合的に考慮し、主文のとおり処分する。

なお、この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内



に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成28年8月25日

福岡法務局長

